

死刑執行に関する会長声明

本日、大阪拘置所において1名、東京拘置所において2名、広島拘置所において1名の各死刑確定者に対し、死刑が執行された。

当会は、日弁連の「死刑制度問題に関する提言」を受けて、2003年1月に「日弁連の死刑執行停止法案をめぐる」と題するシンポジウムを開催し、死刑問題に関する全国的議論が尽くされるまでの間、法に基づき死刑の執行を停止するべきであるとアピールした。また、2004年5月、犯罪被害者の視点から死刑制度を考えるため、アメリカの「和解のための殺人被害者遺族の会」代表のレニー・クッシング氏の講演会を、そして、同年6月に「死刑と向き合う人々」とのテーマでシンポジウムをそれぞれ開催した。さらに、本年10月には、「いま一度、死刑を考える～あなたが裁判員になる前に」と題して、死刑執行停止に関する大阪公聴会を開催し、死刑に関するさまざまな問題を取り上げ、冷静に議論することの重要性を確認した。

死刑については、1989年12月の国連総会で死刑廃止条約が採択され、当時の国連人権委員会は1997年4月以降、毎年、日本などの死刑存置国に対し、死刑廃止に向けて死刑の執行を停止することなどを求めている。また、欧州評議会は、2001年6月、日本とアメリカに対し、死刑執行の一時停止と死刑制度を廃止するように促す旨の決議を採択した。

本日現在、我が国では、裁判を経た未執行の死刑確定囚が98人にのぼる。

また、刑事訴訟法第475条に定められた執行命令者たる法務大臣が法に基づく命令書への署名をしないという事態も過去に再三生じている。

死刑という究極の刑罰が、国民に許容されているのか否か関心を持つ人々の間の議論にとどまらず、国会内での議論を深める場を設けるなど国民的議論を広める対策を講じるべきである。

死刑問題について議論が進められようとしている中、法務大臣の職責とはいえ、再び大阪拘置所等で4件の死刑が執行されたことは誠に残念な事態である。

当会は、政府に対し、早急に国民的議論を尽くすべく様々な措置をとられること、それ迄の間、死刑の執行を差し控えられるよう強く求めるものである。

2006（平成18）年12月25日

大 阪 弁 護 士 会
会 長 小 寺 一 矢